

かほく市上下水道事業包括的民間委託

募集説明書

平成 29 年 5 月

かほく市

この募集説明書は、かほく市（以下「市」という。）が実施する上下水道事業包括的民間委託（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「募集説明書等」という。）。

- ① 要求水準書
- ② 提案評価基準
- ③ 契約書（案）
- ④ 様式集

参加者は、募集説明書等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

## 目 次

1 業務概要	1
1.1 業務名称	1
1.2 業務実施場所	1
1.3 公共施設等の管理者の名称	1
1.4 業務目的	1
1.5 本業務の対象事業、対象施設及び対象業務	1
1.5.1 対象事業	1
1.5.2 対象施設	1
1.5.3 対象業務	1
1.6 委託方式	3
1.7 委託期間	4
1.8 許認可等の取得に関する事項	4
1.9 法令等の遵守	4
2 プロポーザル参加に関する条件等	5
2.1 参加者の構成等	5
2.2 参加資格要件	5
2.3 参加資格確認基準日	6
2.4 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	6
2.5 予定価格	6
2.6 募集に関する留意事項	6
2.6.1 公正な募集の確保	6
2.6.2 募集の取りやめ等	6
2.6.3 応募の無効	7
2.6.4 募集説明書等の承諾	7
2.6.5 費用負担	7
2.6.6 使用言語、単位等	7
2.6.7 提出書類の取扱い	7
2.6.8 特許権等	7
2.6.9 提供資料の取扱い	7
2.6.10 その他	7
3 募集及び選定等の日程	9
4 募集に関する手続き等	10
4.1 説明会及び現地見学会	10
4.2 施設確認及び資料閲覧	10
4.3 募集説明書等に関する質問の提出	12
4.4 募集説明書等に関する質問への回答公表	12

4.5	参加表明書及び参加資格確認書類の提出	12
4.6	参加資格確認結果の通知	12
4.7	企画提案書類の提出	12
4.8	応募の辞退	13
5	受託者の決定等	14
5.1	委員会の設置	14
5.2	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	14
5.3	優先交渉権者の決定	14
5.4	選考結果の通知等	14
5.5	参加者がいない場合の取扱い	14
5.6	参加者が1者であった場合の取扱い	14
5.7	契約手続き	14
5.7.1	業務契約の締結	14
5.7.2	優先交渉権者が業務契約を締結しない場合	15
6	提出書類	16
6.1	説明会及び現地見学会参加申込時の提出書類	16
6.2	施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類	16
6.3	募集説明書等に関する質問時の提出書類	16
6.4	参加表明時の提出書類	16
6.5	企画提案書類提出時の提出書類	17
6.5.1	作成に当たっての留意事項	17
6.5.2	提出書類	18
6.6	参加辞退時の提出書類	18
6.7	諸手続を代理人に委任する場合の提出書類	19
7	本業務に関する問合せ先	20
別添	かほく市上下水道事業包括的民間委託における共同企業体の取扱いについて	21
	かほく市上下水道事業包括的民間委託共同企業体協定書（例）	22
	委任状（例）	26

## 1 業務概要

### 1.1 業務名称

かほく市上下水道事業包括的民間委託

### 1.2 業務実施場所

かほく市一円（要求水準書 添付図 1～3 業務実施場所の位置図参照）

主たる管理室：南部浄化センター内（住所：かほく市大崎ヨ 198-8）及び  
市役所上下水道課室内（住所：かほく市宇野気ニ 81 番地）

市が用意する上下水道施設管理室の他、対象施設の設置場所において業務を実施する。

### 1.3 公共施設等の管理者の名称

かほく市長

### 1.4 業務目的

本業務は、市が整備し所管する上下水道施設の維持管理及び料金徴収・窓口関係業務に関する各種業務について、事業者の創意工夫を促し効率的な事業運営が実現できるよう、性能規定・複数年契約で、包括的に委託するものであり、市と事業者との協同作業により、施設運用の技術力を築き上げ、上下水道サービスレベルの維持・向上とともに業務の効率化を図ることを目的とする。

### 1.5 本業務の対象事業、対象施設及び対象業務

#### 1.5.1 対象事業

本業務は、市産業建設部上下水道課で所管している次の3事業における維持管理業務及び料金徴収・窓口関係業務である。

- ① かほく市水道事業
- ② かほく市公共下水道事業
- ③ かほく市農業集落排水事業

#### 1.5.2 対象施設

維持管理の対象となる施設は、市が整備し管理する水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設の全てである。

- ① 水道施設：取水施設（深井戸）、浄水場、ポンプ場、配水池、管路など、全ての施設
- ② 公共下水道施設：終末処理場、ポンプ場、管路、マンホールポンプ場など、全ての施設
- ③ 農業集落排水施設：処理場、管路、マンホールポンプ場など、全ての施設

#### 1.5.3 対象業務

事業者が行う対象業務は、対象施設の運転管理、保守点検業務を中心とした維持管理業務及び窓口・受付、検針、収納業務等の料金徴収・窓口関係業務であり、次に示す業務である。

##### (1) 水道施設維持管理業務

- ① 運転管理業務

- ・ 運転監視業務
- ・ 水質管理業務
- ・ 調達管理業務
- ・ 文書管理業務
- ・ 保安管理業務

② 保全管理業務

- ・ 保守点検整備業務
- ・ 補修業務
- ・ 水道井戸調査業務
- ・ 漏水調査業務

③ その他業務

- ・ 衛生業務
- ・ 環境整備業務
- ・ 見学者対応業務
- ・ 地域サービス関連業務
- ・ 安全衛生業務
- ・ 災害及び緊急時対応業務
- ・ マニュアル整備業務
- ・ 水質検査用採水補助業務

(2) 公共下水道施設維持管理業務

① 運転管理業務

- ・ 運転監視業務
- ・ 水質管理業務
- ・ 調達管理業務
- ・ 文書管理業務
- ・ 保安管理業務

② 保全管理業務

- ・ 保守点検整備業務
- ・ 補修業務
- ・ 管路調査業務

③ その他業務

- ・ 衛生業務
- ・ 環境整備業務
- ・ 廃棄物管理業務
- ・ 見学者対応業務
- ・ 地域サービス関連業務
- ・ 安全衛生業務

- ・災害及び緊急時対応業務
- ・マニュアル整備業務

### (3) 農業集落排水施設維持管理業務

#### ① 運転管理業務

- ・運転監視業務
- ・水質管理業務
- ・調達管理業務
- ・文書管理業務
- ・保安管理業務

#### ② 保全管理業務

- ・保守点検整備業務
- ・補修業務
- ・管路調査業務

#### ③ その他業務

- ・衛生業務
- ・環境整備業務
- ・廃棄物管理業務
- ・見学者対応業務
- ・地域サービス関連業務
- ・安全衛生業務
- ・災害及び緊急時対応業務
- ・マニュアル整備業務

### (4) 料金徴収・窓口関係業務

#### ① 料金徴収・窓口関係業務

- ・窓口・受付業務
- ・検針業務
- ・調定・更正業務
- ・収納業務
- ・精算業務
- ・開栓・閉栓業務
- ・滞納整理業務(受益者負担金含む)
- ・給水停止業務
- ・電子計算処理業務
- ・量水器管理業務

## 1.6 委託方式

本業務は、複数年にわたり各種業務を包括的に性能発注により委託する、いわゆる包括的民間

委託とする。なお、水道法上の管理に関する責務は全て市の水道技術管理者が有することとして実施する。

### 1.7 委託期間

本業務の委託期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。なお、委託契約締結の日から平成30年3月31日までは業務準備期間とし、事業者は市及び前受託者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

業務実施スケジュールは、表 1-1 のとおり予定している。

表 1-1 業務実施スケジュール

項目	予定
契約の締結	平成29年11月
業務準備期間	平成29年11月～平成30年3月
業務実施期間	平成30年4月～平成35年3月（5年間）
契約終了	平成35年3月

### 1.8 許認可等の取得に関する事項

本業務実施に関し、許認可等の申請・届出は市が行うが、書類等の作成にあたって、事業者は市を支援すること。事業者が自ら行うべき申請・届出については、市は事業者を支援する。

### 1.9 法令等の遵守

事業者は、本業務の実施に当たって、水道法、下水道法、浄化槽法、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。



## 2 プロポーザル参加に関する条件等

### 2.1 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については市の了承を得た上で認める。

- ① 参加者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。
- ② 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とするが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。共同企業体は構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業がプロポーザル参加の申請及び手続きを行う。
- ③ 共同企業体は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに各々が携わる業務を明らかにすること。
- ④ 参加者である単独企業及び構成員は、他の共同企業体の構成員になることができない。

### 2.2 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。共同企業体を結成する場合は、「かほく市上下水道事業包括的民間委託における共同企業体の取扱について」に示す取扱いとする。

- ① 平成 29、30 年度のかほく市競争入札参加資格を有する者であること。
- ② 公示日以後に、かほく市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（平成 16 年 3 月 1 日告示第 81 号）に基づく指名停止、又は石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- ③ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
  - ア. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - イ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- ④ 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。（ただし、カについては、契約締結までに条件を満たすこと。）
  - ア. 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく水道施設の維持管理業務を、元請として平成 19 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
  - イ. 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく分流式の終末処理場の維持管理業務を、元請として平成 19 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
  - ウ. 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づく農業集落排水処理場の維持管理業務を、元請として平成 19 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
  - エ. 上下水道事業の料金徴収・窓口関係業務を、元請けとして平成 19 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
  - オ. 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を有する者であること。

カ. ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成 16 年 3 月 23 日条例第 16 号）第 48 条から第 62 条に基づく浄化槽保守点検業登録を有する者であること。

キ. 次に掲げる条件を満たす者を業務実施場所に配置できる者であること。

(ア) 水道浄水施設管理技士

(イ) 下水道法第 22 条第 2 項の有資格者

(ウ) 浄化槽技術管理者

(エ) 浄化槽管理士

(オ) 電気工事士

(カ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

(キ) 危険物取扱者（甲種又は乙種第 4 類）

### 2.3 参加資格確認基準日

参加者は、上記 2.2 に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日（平成 29 年 7 月 28 日（金））とする。

### 2.4 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者である単独企業並びに共同企業体の代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該単独企業並びに共同企業体は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業は失格とする。この場合当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

### 2.5 予定価格

本業務の契約上限価格は次のとおりである。

1,353,500,000 円（税抜き）

なお、契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設定する。

### 2.6 募集に関する留意事項

#### 2.6.1 公正な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

#### 2.6.2 募集の取りやめ等

市は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。

① 参加者が連合し又は不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

### 2.6.3 応募の無効

提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし企画提案書を提出できない。

### 2.6.4 募集説明書等の承諾

参加者は、参加表明書（様式 4-1 または 4-2）の提出をもって、募集説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

### 2.6.5 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

### 2.6.6 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

### 2.6.7 提出書類の取扱い

#### (1) 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、市は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

#### (2) 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、市が指示をした場合を除き認めない。

#### (3) 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

#### (4) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

### 2.6.8 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

### 2.6.9 提供資料の取扱い

市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

### 2.6.10 その他

市は、募集説明書等に定めるものの他、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務に係るホームページ（「7 本業務に関する問合せ先」参照）を通じて参加者に通知する。

また、募集公告以降、募集説明書等を補完又は修正する追加資料を市が公表した場合は、当該追加資料が募集説明書等の記載内容に優先するものとする。なお、追加資料の公表は本業務に係るホームページ（「7 本業務に関する問合せ先」参照）で行う。

### 3 募集及び選定等の日程

募集公告から契約締結までの日程は、概ね表 3-1 のとおり予定している。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表 3-1 事業者の募集及び選定の日程（予定）

項目	日程
募集公告及び募集説明書等の公表	平成 29 年 5 月 16 日
説明会及び現地見学会	平成 29 年 5 月 23 日
施設確認及び資料閲覧	平成 29 年 5 月 29 日～6 月 16 日
募集説明書等に関する質問の受付	平成 29 年 5 月 29 日～6 月 16 日
募集説明書等に関する質問への回答公表	平成 29 年 7 月 7 日
参加表明書、参加資格確認書類の受付締切り	平成 29 年 7 月 28 日
参加資格確認結果の通知	平成 29 年 8 月 10 日
企画提案書の受付締切り	平成 29 年 9 月 22 日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	平成 29 年 10 月下旬
選考結果の通知	平成 29 年 11 月上旬
審査結果及び審査講評の公表	平成 29 年 11 月上旬
契約締結	平成 29 年 11 月下旬

## 4 募集に関する手続き等

### 4.1 説明会及び現地見学会

参加者に対して、以下のとおり説明会及び現地見学会を実施する。参加を希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

#### (1) 実施日時

平成 29 年 5 月 23 日（火）13 時 30 分から 17 時まで

#### (2) 実施場所

- ・説明会：市役所 302 会議室（所在は「7 本業務に関する問合せ先」を参照）
- ・現地見学会：南部浄化センター他（所在は「1.2 業務実施場所」を参照）

#### (3) 申込方法

説明会・現地見学会参加申込書（様式 1）に必要事項を記入し、電子メールにより「7 本業務に関する問合せ先」宛に申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール件名は「説明会及び現地見学会参加申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とし、PDF 等は不可とする。

#### (4) 申込期限

平成 29 年 5 月 22 日（月）12 時まで

#### (5) その他

募集説明書等は配布しないので、各自持参すること。説明会会場から現地見学会会場への移動手段は参加者各自で用意すること。なお、説明会及び現地見学会において質疑応答の機会は設けない。本業務に関する質問は、下記 4.3 に示すところによりのみ受け付けるので留意のこと。

### 4.2 施設確認及び資料閲覧

参加者に対して、以下のとおり施設確認及び資料閲覧の期間を設ける。希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

#### (1) 実施期間

平成 29 年 5 月 29 日（月）から平成 29 年 6 月 16 日（金）までの期間において、希望者の希望日時を参考に市が調整、指定した日時とする。

#### (2) 実施場所

施設確認：水道施設、公共下水道施設並びに農業集落排水施設及び市役所上下水道課  
資料閲覧：市役所上下水道課

#### (3) 申込方法

施設確認・資料閲覧申込書（様式 2）に必要事項を記入し、電子メールにより「7 本業務に関する問合せ先」宛に申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール件名は「施設確認及び資料閲覧申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とし、PDF 等は不可とする。

(4) 申込期限

平成 29 年 6 月 8 日（木）17 時まで

(5) 閲覧資料

閲覧が可能な資料は、以下のとおりである。

番号	名称	閲覧方法
1	・施設位置図(水道、公共下水道、農業集落排水)	紙資料の閲覧 (写真撮影可能)
2	・浄水施設 一般平面図、計装フロー図 ・浄化センター 一般平面図、計装フロー図	
3	・ポンプ場等場外施設 一般平面図	
4	下記水量及び水質データ(平成 22～28 年度の 7 年分) ・県水受水量、水源取水量、配水量データ ・水源(井戸)、給水栓水質データ ・浄化センター流入水量、排水量データ ・流入水水質データ ・排水水質データ	
5	ユーティリティ使用実績(平成 22～28 年度の 7 年分) ・電力使用実績 ・薬品使用実績 ・燃料使用実績 ・水道使用実績 ・ガス使用実績 ・通信費実績	
6	窓口・料金徴収実績(平成 27～28 年度の 2 年分) ・電話対応件数推計 ・開栓、閉栓の件数実績 ・水道メーター検針件数実績 ・水道料金減免件数実績 ・納入通知書印刷、発送件数実績 ・口座振替データ作成件数実績 ・上下水道料金還付手続き件数実績 ・滞納整理業務件数実績 ・量水器検満期調査及び据替件数実績 ・量水器入出庫件数実績 ・下水道受益者負担金、分担金賦課等の件数実績 ・会計伝票発行件数実績 ・その他業務受付件数実績	
7	過年度委託仕様書、受託額	
8	参考見積内訳明細作成用様式	

(6) その他

施設確認及び資料閲覧において質疑応答の機会は設けない。本業務に関する質問は、下記 4.3 に示すところによりのみ受け付けるので留意のこと。

#### 4.3 募集説明書等に関する質問の提出

募集説明書等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

##### (1) 提出期間

平成 29 年 5 月 29 日（月）から平成 29 年 6 月 16 日（金）17 時まで

##### (2) 提出方法

募集説明書等に関する質問書（様式 3）に必要事項を記入し、電子メールにより「7 本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「募集説明書等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とし、PDF 等は不可とする。

#### 4.4 募集説明書等に関する質問への回答公表

募集説明書等に関する質問への回答は、平成 29 年 7 月 7 日（金）に本業務に係るホームページ（「7 本業務に関する問合せ先」参照）で公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

#### 4.5 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

参加者は、参加表明書（様式 4-1 または 4-2）とともに参加資格確認書類（様式 5～7 他）を以下のとおり提出すること。

##### (1) 提出期間

平成 29 年 7 月 18 日（火）から平成 29 年 7 月 28 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く 9 時から 17 時まで。ただし、12 時から 13 時までを除く。）

##### (2) 提出方法

「7 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 11）を併せて持参すること。

##### (3) 提出書類

「6.4 参加表明時の提出書類」を参照のこと。

#### 4.6 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、平成 29 年 8 月 10 日（木）までに、参加者に対して書面により通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

#### 4.7 企画提案書類の提出

参加者は、企画提案書類提出届（様式 8）とともに企画提案書（様式 9-1～9-8）を以下のとおり提出すること。

##### (1) 提出期間

平成 29 年 9 月 11 日（月）から平成 29 年 9 月 22 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く 9 時から 17 時まで。ただし、12 時から 13 時までを除く。）



## (2) 提出方法

「7 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（代理人）（様式 11）を併せて持参すること。

## (3) 提出書類

「6.5 企画提案書類提出時の提出書類」を参照のこと。

## 4.8 応募の辞退

参加表明書（様式 4-1 または 4-2）の提出以降、企画提案書の提出期限日まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、平成 29 年 9 月 22 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く 9 時から 17 時まで。ただし、12 時から 13 時までを除く。）に、辞退届（様式 10）を「7 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 11）を併せて持参すること。

## 5 受託者の決定等

### 5.1 委員会の設置

市は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「かほく市上下水道包括的民間委託審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。

委員会の委員は、学識経験者及び有識者により構成している。

なお、参加者が、募集公告から優秀提案者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

### 5.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び市は、企画提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に参加者に通知する。

### 5.3 優先交渉権者の決定

委員会が予め定めた提案評価基準に基づき、委員会及び市の審査により優秀提案者を選定する。当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、市は優先交渉権者を決定し契約交渉を行う。

審査は、参加資格の確認及び企画提案書の審査により実施する。審査の詳細については、別冊の提案評価基準を参照のこと。

### 5.4 選考結果の通知等

市は、選考結果を参加者に速やかに通知（平成 29 年 11 月上旬予定）するとともに、本業務に係るホームページ（「7 本業務に関する問合せ先」参照）で公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

また、委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表（平成 29 年 11 月上旬予定）するが、この際、優秀提案者以外の参加者の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

### 5.5 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、市はその旨を速やかに本業務に係るホームページ（「7 本業務に関する問合せ先」参照）で公表する。

### 5.6 参加者が 1 者であった場合の取扱い

参加者が 1 者であった場合も、提案評価基準に従い審査を行う。

### 5.7 契約手続き

#### 5.7.1 業務契約の締結

市は、優先交渉権者に見積の提出を求めるとともに契約交渉を行い、業務契約を締結する。業務契約の詳細については、別冊の契約書（案）を参照のこと。

### 5.7.2 優先交渉権者が業務契約を締結しない場合

市は、優先交渉権者が業務契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

## 6 提出書類

### 6.1 説明会及び現地見学会参加申込時の提出書類

説明会及び現地見学会の参加を申し込む時は、以下（表 6-1）に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-1 説明会及び現地見学会参加申込時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
説明会・現地見学会参加申込書	様式 1	・ 提出は任意(希望者のみ提出)。

### 6.2 施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類

施設確認及び資料閲覧を希望する時は、以下（表 6-2）に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-2 施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
施設確認・資料閲覧申込書	様式 2	・ 提出は任意(希望者のみ提出)。

### 6.3 募集説明書等に関する質問時の提出書類

募集説明書等の内容に関して質問がある時は、以下（表 6-3）に示す書類を提出すること。

表 6-3 募集説明書等に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
募集説明書等に関する質問書	様式 3	・ 提出は任意(質問がある者のみ提出)。 ・ 質問は様式 1 枚につき 1 件とするので、質問が複数ある場合は、様式を複写して用いること。

### 6.4 参加表明時の提出書類

プロポーザルへの参加を表明する時は、以下（表 6-4）に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-4 参加表明時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
参加表明書	様式 4-1	・ 単独企業用。必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
	様式 4-2	・ 共同企業体用。必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。 ・ 合わせて、共同企業体協定書の写し及び委任状の写しを添付すること。
参加資格確認書類	登記簿謄本	－
	定款	－
	会社概要	－
	営業所表	様式 5
	業者登録	－
	水道施設の維持管理業務の実施実績	様式 6-1

提出書類	様式	作成要領等
下水道終末処理場の維持管理業務の実施実績	様式 6-2	・ 履行した実績を確認できる契約書の鑑の写しを添付すること。
農業集落排水処理場の維持管理業務の実施実績	様式 6-3	・ 履行した実績を確認できる契約書の鑑の写しを添付すること。
上下水道事業の料金徴収・窓口関係業務の実施実績	様式 6-4	・ 履行した実績を確認できる契約書の鑑の写しを添付すること。
配置予定従業者調書 (業務実施体制)	様式 7	・ 必要事項を漏れなく記載すること。 ・ 配置予定業務責任者、副責任者及び従業者が参加資格要件に定めた資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。 ・ 業務全体の実施体制が確認できる業務実施体制図を添付すること。

## 6.5 企画提案書類提出時の提出書類

### 6.5.1 作成に当たっての留意事項

提出書類の作成に当たっては、市から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ① 事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。
- ② 各様式の合計枚数は 40 枚程度以内を目安とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- ③ A 4 版ファイル綴じとする。図面等で A 3 版を使用する場合は A 4 版に折り込むこと。
- ④ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- ⑤ Microsoft Word 又は Excel 形式（Windows 版、バージョンは 2000 以降とする。）により作成することを基本とする。ただし、提出書類に貼付する図表及び図面については、この限りでない。
- ⑥ 原則として横書きで記載すること。
- ⑦ 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- ⑧ 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。
- ⑨ 原則として再生紙を使用すること。

### 6.5.2 提出書類

企画提案書提出時は、以下（表 6-5）に示す書類を提出すること。提出部数は、企画提案書類提出届（様式 8）については 1 部、企画提案書（様式 9-1～9-8）については 15 部（正本 1 部、副本 14 部）とする。

表 6-5 企画提案書提出時の提出書類

提出書類		様式	作成要領等
企画提案書類提出届		様式 8	・ 必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
企画提案書	企画提案概要	様式 9-1	・ 様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	業務実施コンセプト	様式 9-2	・ 様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	業務全体の監理方法	様式 9-3	・ 様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画	様式 9-4	・ 様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	危機管理・安全対策	様式 9-5	・ 様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	業務の改善及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等	様式 9-6	・ 様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	地域貢献、社会貢献に関する提案	様式 9-7	・ 様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	参考価格と積算根拠	様式 9-8	・ 様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
企画提案書の電子データ		—	・ 上記企画提案書を通して印刷できるようにした PDF 形式の電子データ一式を CD-ROM に収納し、提出すること。なお、様式 9-8 は、Microsoft Excel 形式データを収納すること。

### 6.6 参加辞退時の提出書類

プロポーザルへの参加を辞退する時は、以下（表 6-6）に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-6 参加辞退時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
辞退届	様式 10	・ 必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

## 6.7 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

諸手続を代理人に委任する場合は、以下（表 6-7）に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-7 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
委任状	様式 11	<ul style="list-style-type: none"><li>書類の提出等の手続きを代理人により行う場合は提出すること。</li><li>必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。</li></ul>

## 7 本業務に関する問合せ先

かほく市産業建設部上下水道課 担当：猪村

所在地 〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ 8 1 番地

電話 076-283-7106

F A X 076-283-7108

電子メール [jougesuidou@city.kahoku.ishikawa.jp](mailto:jougesuidou@city.kahoku.ishikawa.jp)

U R L <http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/>



## 別添 かほく市上下水道事業包括的民間委託における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、かほく市上下水道事業包括的民間委託における共同企業体についての基本的な取扱いを定めたものである。

### 1. 共同企業体の運営形態

本事業を複数の企業により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

### 2. 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員数の上限は任意とする。
- (2) 各構成員は、当該事業を構成する一部の業務もしくは当該事業と同種の業務について、元請としての実施実績を有すること。
- (3) 各構成員は、募集説明書「2.2 参加資格要件④アイウエ」のうちいずれかの要件を満たしていること。
- (4) 各構成員の出資比率は、構成員の数が2者である場合は30パーセント以上とすること。
- (5) 代表企業の出資比率は構成員中最大とすること。

### 3. 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) 委任状の写し

### 4. 資格審査

共同企業体の資格審査は次のとおりとする。

- (1) 募集説明書2.2に定める参加資格要件のうち①から③は、構成員の全てが満たすものとする。資格要件のうち④に掲げた条件は、少なくとも1以上の条件を構成員は満たした上で共同企業体として全てを満たすものとし、構成員のうち上位の者の状況を共同企業体の資格として与える。
- (2) 共同企業体の構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (3) 代表者が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

かほく市上下水道事業包括的民間委託共同企業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 かほく市上下水道事業包括的民間委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）の受託
- 2 前号に附帯する業務

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の履行後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇〇〇 〇〇%

〇〇〇〇〇〇 〇〇%

〇〇〇〇〇〇 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の適切な履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、各年度の業務完了の都度、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務に瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおりかほく市上下水道事業包括的民間委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(代表者)

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役〇 〇 〇 〇 印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役〇 〇 〇 〇 印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役〇 〇 〇 〇 印

委 任 状 (例)

平成 年 月 日

かほく市長 様

共同企業体の名称		
構 成 員	会 社 名	
	所 在 地	
	代表者氏名	印
構 成 員	会 社 名	
	所 在 地	
	代表者氏名	印
構 成 員	会 社 名	
	所 在 地	
	代表者氏名	印

共同企業体の構成員は、下記の者を共同企業体の代表者として「かほく市上下水道事業包括的民間委託」の募集手続きに係る一切の権限を委任します。

受 任 者 (代表者)	会 社 名	
	所 在 地	
	代表者氏名	印